

○岩国市徴古館条例

平成18年 3 月20日 条例第288号

改正

令和 4 年12月26日 条例第41号

令和 5 年 3 月24日 条例第12号

岩国市徴古館条例

(目的及び設置)

第1条 郷土に係りのある歴史、芸術、民俗及び産業等に関する資料を収集し、保管又は展示をして市民の利用に供するとともに、市民の教養の向上及び学術研究に資することを目的として、岩国徴古館（以下「徴古館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 徴古館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岩国徴古館	岩国市横山二丁目 7 番19号

(職員)

第3条 徴古館に、館長及び必要な職員を置く。

(休館日)

第4条 徴古館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後でその日に最も近い休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

(開館時間)

第5条 徴古館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 徴古館の資料（以下「資料」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、前条の許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 徴古館の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、徴古館の管理上支障があると認められるとき。

(入館料)

第8条 徴古館の入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、徴古館への入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）の類を携帯する者
- (3) その他徴古館の管理上支障があると認められる者
（目的外利用等の禁止）

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上必要があると認めるときは、その利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可を受けた利用の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定による処分により、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その損害の賠償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第12条 徴古館の入館者又は利用者は、施設の利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、その利用した資料を速やかに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第13条 故意又は過失により、徴古館の施設、附属設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、同一種類の代替物若しくは相当の対価を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、合併前の岩国市徴古館条例（昭和48年岩国市条例第40号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年12月26日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日 条例第 12 号）
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○岩国市徴古館条例施行規則

令和 5 年 4 月 1 日 規則第 38 号

岩国市徴古館条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、岩国市徴古館条例（平成 18 年 条例第 288 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日及び開館時間）

第 2 条 条例第 4 条ただし書の規定による休館日の変更若しくは臨時の休館を決定したとき、又は条例第 5 条ただし書の規定による開館時間の変更を決定したときは、あらかじめ所定の場所に掲示するものとする。

（資料の利用の手続等）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により、岩国徴古館（以下「徴古館」という。）の所蔵の資料（以下「資料」という。）を利用しようとする者は、徴古館資料利用申込書（様式第 1 号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、徴古館資料利用許可書（様式第 2 号）を申込者に交付するものとする。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

（館外利用の資格）

第 4 条 資料を館外利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関
- (2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの

（館外利用を禁止する資料）

第 5 条 館外利用を禁止する資料は、次のとおりとする。

- (1) 貴重品及び破損しやすいもの
- (2) 館内において特に利用度の高いもの
- (3) その他市長が館外利用を不適当と認めるもの

（館外利用の手続等）

第 6 条 資料を館外利用しようとする者は、徴古館資料館外利用申込書（様式第 3 号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による館外利用の許可をしたときは、徴古館資料館外利用許可書（様式第 4 号）を申込者に交付するものとする。

3 前項の館外利用の許可を受けた者が資料を利用しようとするときは、資料と引換えに当該資料の徴古館資料館外利用借用書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、管理上必要があると認めるときは、館外利用の許可をした期間であっても資料を返納させることができる。

5 市長は、前項の規定により市長が指示した日までに資料を返納しないときは、その利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

（資料等の印刷物掲載等の手続等）

第 7 条 資料若しくはその写真等を印刷物に掲載し、又は講演会等で利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、徴古館資料等印刷物掲載等許可申請書（様式第 6 号）を市長に提出し、その許可を受けな

ればならない。

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、徴古館資料等印刷物掲載等許可書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

3 第4条、第5条及び前条第3項から第5項までの規定は、資料等の印刷掲載等の許可について準用する。
（入館者及び利用者の遵守事項等）

第8条 徴古館の入館者及び資料の利用者（以下「入館者等」という。）は、市長の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気の使用、飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 許可を受けないで印刷物、広告類等を掲示し、又は配布しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品等を販売しないこと。
- (4) 資料を個人情報の特定に利用しないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

2 市長は、入館者等が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を指示し、これに従わないときは退館を命ずることができる。

（損害賠償の手続等）

第9条 入館者等が、条例第13条本文の規定により賠償しようとするときは、次に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 同一種類の代替物をもって賠償しようとするときは、徴古館資料等代替物賠償願（様式第8号）に、当該代替物を添えて提出するものとする。
- (2) 相当の対価をもって賠償しようとするときは、徴古館資料等現金賠償願（様式第9号）に、市長が対価に相当すると認める額の現金を添えて提出するものとする。

2 市長は、条例第13条ただし書の規定により、次に掲げる区分で賠償を免除することができる。

- (1) 全部を免除する場合
ア 入館者等の責めに帰すことができない理由によるとき。
イ その他市長が特別な理由があると認めるとき。
- (2) 一部を免除する場合 前号に規定するもののほか、市長が特に認めるとき。

（寄贈の手続）

第10条 徴古館に実物等を寄贈しようとする者は、徴古館資料寄贈申込書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

（寄託の手続等）

第11条 徴古館に実物等を寄託しようとする者は、徴古館資料寄託申込書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による寄託に応じた実物等は、資料と同様の取扱いをすることができる。

（備付帳簿）

第12条 徴古館には、次の帳簿類を備え付けなければならない。

- (1) 業務日誌
- (2) 資料台帳
- (3) 備品台帳
- (4) 寄贈及び寄託に関する帳簿
- (5) その他必要な帳簿類

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※紙面の都合により様式第 1～11 号は省略

2024 年 3 月 31 日発行

令和 5 年度岩国徴古館年報

発行 岩国徴古館
岩国市横山二丁目 7 番 19 号